

(別 紙)

消費税インボイス制度の延期・中止を求める意見書（案）

消費税インボイス（適格請求書）制度が、この 10 月から開始されようとしている。個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家、シルバー人材センターに登録して働く高齢者も対象となる制度である。

インボイスは、一見何のことかわかりにくいだが、実は「消費税の増税」である。では誰が「増税」になるのか。

消費税は、商取引上の力関係で負担者が決まってしまうという問題がある。力の強い方が、弱い方に単価を引き下げさせることで、結局は力の弱い方が負担せざるを得ない税制の欠陥がある。たとえば一人親方と建設会社、漫画家と出版社、小規模農家と道の駅などが当てはまる。

国は一切介入せず、民間同士で増税という負担を押し付け合わせる。制度開始直前の今、仕事仲間同士で消費税の押し付け合いが始まっており、すでに廃業した人もいる。インボイスがないと一緒に仕事は出来ないと、取引から排除された人もいる。

この間の 3 年以上にもわたる新型コロナ禍、原油をはじめとした原材料・電気・ガス・食料品等の異常なまでの物価高騰の中、小規模事業は大変厳しい状況におかれ続け、廃業等に追い込まれた事業者も少なくない。

さらにインボイス制度の開始によって、地域に根差した小規模事業者に更なる不利益をもたらし、地域経済がより一層疲弊することは必至である。

よって、国においては、年間売上高 1000 万円以下の免税事業者が事業を継続できるよう、消費税インボイス制度実施を延期・中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 5 年 7 月 日
高 松 市 議 会

衆	議	院	議	長	}	宛	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総		務	大	臣			
財	務		大	臣			
経	済	産	業	大	臣		